

平成26年度足立区一般会計  
補正予算(第4号)

予 算 総 則

平成26年度足立区一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,476,278千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270,583,494千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(特別区債の補正)

第3条 特別区債の追加及び変更は、「第3表 特別区債補正」による。

平成26年12月2日提出

足立区長 近藤 弥生

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
12 分担金及び負担金		3,509,814	△78,240	3,431,574
	1 負担金	3,509,814	△78,240	3,431,574
14 国庫支出金		62,134,037	△1,287	62,132,750
	1 国庫負担金	53,508,177	18,273	53,526,450
	2 国庫補助金	8,610,226	△19,560	8,590,666
15 都支出金		16,338,935	△151,256	16,187,679
	2 都補助金	6,042,324	△151,256	5,891,068
16 財産収入		377,511	161,475	538,986
	2 財産売払収入	11,265	161,475	172,740
18 繰入金		12,502,211	△548,185	11,954,026
	1 基金繰入金	12,313,294	△548,185	11,765,109
20 諸収入		7,999,193	2,486,771	10,485,964
	3 貸付金元利収入	5,871,345	2,465,140	8,336,485
	5 雑入	1,875,865	21,631	1,897,496
21 特別区債		3,588,002	607,000	4,195,002
	1 土木債	1,957,000	310,000	2,267,000
	2 教育債	1,631,000	297,000	1,928,000
歳入合計		268,107,216	2,476,278	270,583,494

# 歳出

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
2 総務費		25,998,012	4,955,508	30,953,520
	1 総務管理費	21,484,732	△13,946	21,470,786
	3 区民費	2,373,310	4,969,454	7,342,764
3 民生費		123,601,253	△136,937	123,464,316
	1 社会福祉費	31,119,937	△88,201	31,031,736
	2 児童福祉費	42,011,830	△48,736	41,963,094
4 産業経済費		2,731,760	△37,394	2,694,366
	1 産業経済費	2,643,886	△37,394	2,606,492
5 環境衛生費		16,563,823	△146,750	16,417,073
	2 衛生費	8,216,224	△4,750	8,211,474
	3 清掃費	7,630,675	△142,000	7,488,675
6 土木費		29,443,219	△2,432,377	27,010,842
	1 土木管理費	1,649,757	786	1,650,543
	2 道路橋梁費	4,566,056	19,432	4,585,488
	3 河川費	309,916	△90,096	219,820
	4 都市計画費	22,917,490	△2,362,499	20,554,991
7 教育費		33,804,901	274,228	34,079,129
	1 教育総務費	10,488,784	△2,520	10,486,264
	2 小学校費	13,366,788	△53,552	13,313,236
	3 中学校費	4,167,173	330,000	4,497,173
	5 幼稚園費	2,511,795	300	2,512,095
歳 出 合 計		268,107,216	2,476,278	270,583,494

## 第2表 債務負担行為補正

### 1 追加

事 項 名	期 間	限 度 額
新基本構想・基本計画策定業務コンサルティング委託	平成26年度から 平成28年度まで	50,000千円
業務システム・情報処理機器等運用管理業務委託	平成26年度から 平成31年度まで	1,241,842千円
東和保健総合センター一時移転改修工事	平成27年度から 平成27年度まで	66,000千円
小台・宮城地区公共施設新築工事設計委託	平成27年度から 平成27年度まで	19,997千円
東綾瀬区民事務所プレハブ賃借	平成26年度から 平成29年度まで	52,362千円
さくら学童保育室プレハブ賃借	平成26年度から 平成29年度まで	131,600千円
住宅マスタープラン改定検討調査委託	平成26年度から 平成28年度まで	18,482千円
足立消防団第一分団仮格納庫賃借	平成27年度から 平成28年度まで	10,176千円
保木間公園改修工事	平成27年度から 平成27年度まで	37,200千円
学校管理維持委託	平成26年度から 平成27年度まで	277,950千円
学力向上事業(足立はばたき塾)運営委託	平成27年度から 平成27年度まで	27,101千円
花畑桑袋保育園耐震補強工事に伴う仮設園舎賃借	平成26年度から 平成28年度まで	122,990千円
足立区立竹の塚北保育園の管理運営	平成26年度から 平成37年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区立興本保育園の管理運営	平成26年度から 平成37年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区立足立学童保育室の管理運営	平成26年度から 平成31年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費

## 2 変更

事 項 名		期 間	限 度 額
桑袋大橋耐震補強工事	補正前	平成27年度から 平成27年度まで	88,000千円
	補正後	平成27年度から 平成27年度まで	165,000千円
伊興小学校新築工事	補正前	平成27年度から 平成28年度まで	3,135,000千円
	補正後	平成27年度から 平成28年度まで	2,320,000千円

### 第3表 特別区債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
校地取得造成	297,000	<p>普通貸借または証券発行の方法により政府、その他より起債する。</p> <p>証券発行の場合における発行価格は額面 100 円につき98円以上とする。</p> <p>なお、証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。</p>	7.0% 以内 ※	<p>起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。</p> <p>ただし、融通条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還または借換えすることもある。</p>	<p>金融事情、その他の都合により、起債の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。</p>

※ ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備 考
総合住環境整備	630,000	<p>普通貸借または証券発行の方法により政府、その他より起債する。</p> <p>証券発行の場合における発行価格は額面 100円につき98円以上とする。</p> <p>なお、証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。</p>	<p>7.0%以内</p> <p>※</p>	<p>起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。</p> <p>ただし、融通条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還または借換えすることもある。</p>	<p>金融事情、その他の都合により、起債の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。</p>

※ ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(単位 千円)

起債の目的	補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備 考
総合住環境整備	940,000	<p>普通貸借または証券発行の方法により政府、その他より起債する。</p> <p>証券発行の場合における発行価格は額面 100円につき98円以上とする。</p> <p>なお、証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。</p>	7.0%以内 ※	<p>起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。</p> <p>ただし、融通条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還または借換えすることもある。</p>	<p>金融事情、その他の都合により、起債の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。</p>

※ ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。